大阪市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市港湾施設条例施行規則（平成21年大阪市規則第79号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
| 別表第２（第８条関係）  　[表　別紙２　挿入] | 別表第２（第８条関係）  　[表　別紙１　挿入] |
| 備考　表中及び表中に挿入される別紙の[　]の記載は注記である。 | |

　附　則

この規則は、令和６年10月15日から施行する。

[別表第２　別紙１]

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設の種類 | | 負荷重量 |
| 岸壁 | [同左] | [同左] |
| 天保山岸壁 | 2,000 |
| [同左] | [同左] |
| [同左] | | |

[備考　同左]

[別表第２　別紙２]

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設の種類 | | 負荷重量 |
| 岸壁 | [略] | [略] |
| 天保山岸壁 | 2,000（ただし、東側40メートルについては500、西側20メートルについては1,000） |
| [略] | [略] |
| [略] | | |

[備考　略]